



従業員から外注先に変更になった作業員に 支払った報酬は仕入税額控除の対象とならない

一般社団法人日税連税法データベース

東京地方事務所 守屋 和 徳

税区分(消費税)、TAINSコード(Z888-2352)
東京地方裁判所(棄却) 令和3年2月26日判決
(概要)

原告A社が、作業員に支払った報酬(支出金)を課税仕入れとして消費税等の申告をしたところ、税務署長から支出金は作業員にとって給与所得であるから課税仕入れに当たらないなどとして、消費税等の更正処分等の賦課決定処分及び源泉所得税等の納税告知処分を受けたことから、これらの処分の取消しを求める事案である。

(裁判所の判断)

1 「給与等」該当性の判断枠組み

事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいい、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかが重視されなければならない(昭和56年4月24日最高裁)。

2 非代替性

本人に代わって他の者が役務を提供することが認められている場合や、本人が自らの判断によって補助者を使うことが認められている場合等役務の提供の代替性が認められている場合には「給与等」該当性を否定する要素の一つとなる。作業員が予定されていた作業を休むこととなった場合には、原告A社が代替の作業員を手配していた。このことは代替性が認められていなかったことを示すものである。

3 指揮監督性

具体的な仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対して諾否の自由があることは「給与等」該当性を否定する重要な要素となる。作業員は従業員であった時期と同様に、原告A社から空間的、時間的な拘束を受け、指揮命令に服し、継続的ないし断続的に労務又は役務を提供していたものというべきで

あり、このことは「給与等」該当性判断において最も重視されなければならない。

4 危険負担

報酬が、完成した仕事の内容ではなく、月給等時間を単位として計算される場合には、「給与等」該当性を補強する重要な要素となる。完成すべき作業の定めはなく依頼した作業が完成しなかったとしても、作業日数に応じた報酬が支払われていた。契約書は交わされておらず危険負担についての定めもなかった。このことは「給与等」該当性を補強する要素の一つである。

5 材料等の支給

据置式の工具など高価な器具を所有し、使用している場合には、事業者としての性格が強く「給与等」該当性を弱める要素となる。作業着と手持ちの工具箱に入るくらいのコテ等を作業員が用意し、それ以外のマゼラー等の道具や機械は原告A社から支給されたり貸与されたりしていた。これは従業員であった時期と同様であった。作業員が手持ちの工具を用意していたことは「給与等」該当性を弱める要素となるものではない。

6 雇用保険被保険者資格喪失届等

原告A社は、公共職業安定所長に対し、作業員が平成27年3月31日に離職する旨を記載した「雇用保険被保険者資格喪失届」を提出した。また、原告A社は、支出金を外注費に計上し、源泉所得税を徴収せず、作業員は事業所得として申告していた。これらの事実は平成27年4月から作業員が原告A社の従業員に復帰するまでの間、作業員は「労働者」でなく、給与所得でなく事業所得であると取り扱っていたことを示すものである。しかし、役務の提供の対価として支出された金員が所得税法上の「給与等」に該当するか否かは、所得税法の趣旨、目的に照らし、当該対価の性質から実質的に判断すべきものであり、当事者の主観的意図に拘束されるものではない。

7 結論

以上の事情を総合すると、支出金は所得税法の「給与等」に該当するから消費税法の「課税仕入れ」に当たらず、仕入税額控除の対象とならない。

会 員 異 動

* 8月入会者 *

 <p>たかはし ひろたか 高橋 浩宜 (横浜中央) 登録番号 146506 横浜市中区太田町2-23 高橋俊雄税理士事務所 TEL 045-681-6181 (登録即入会者)</p>	 <p>いわいだ まさあき 岩井田 政明 (横浜中央) 登録番号 146508 横浜市西区平沼1-38-21 コスモ横浜東口207 税理士法人エール 横浜支店 TEL 070-1608-2244 (登録即入会者)</p>
 <p>さごぐち きよさき 迫口 清幸 (横浜中央) 登録番号 146513 横浜市西区みなとみらい4-4-2 横浜ブルーアベニュー12階 1242号 TEL 045-274-7896 (登録即入会者)</p>	 <p>たかの なおき 高野 直樹 (横浜南) 登録番号 125561 横浜市磯子区磯子3-1-5-410号 TEL 050-6880-3532 (東京会より)</p>
 <p>すずき ともや 鈴木 友也 (横浜南) 登録番号 146501 横浜市金沢区釜利谷東5-3-31 TEL 090-2486-9008 (登録即入会者)</p>	 <p>こが ひろき 古賀 浩樹 (横浜南) 登録番号 146512 横浜市港南区港南台4-17-24 丸吉ビル401号室 TEL 045-514-8525 (登録即入会者)</p>
 <p>みつやま さだお 三根山 貞夫 (保土ヶ谷) 登録番号 146493 横浜市保土ヶ谷区宮田町2-157-1 TEL 090-3209-6361 (登録即入会者)</p>	 <p>さとう けいいちろう 佐藤 桂一郎 (保土ヶ谷) 登録番号 146499 横浜市保土ヶ谷区権太坂3-9-2-519号 TEL 045-715-9174 (登録即入会者)</p>
 <p>ほんじょう さとみ 本庄 里実 (戸塚) 登録番号 122963 横浜市戸塚区上倉田町884-1-933 TEL 090-4467-4844 (東京会より)</p>	 <p>きのした たくみ 木下 拓実 (戸塚) 登録番号 146504 横浜市栄区本郷台3-35-1-501号 TEL 090-8303-0220 (登録即入会者)</p>
 <p>くどう としなり 工藤 知足 (神奈川) 登録番号 146496 横浜市港北区篠原東1-11-11-401号 TEL 080-3094-3716 (登録即入会者)</p>	 <p>さとう のぶはる 佐藤 信治 (神奈川) 登録番号 146516 横浜市港北区新横浜1-13-6 アイシスプラザⅢ703 税理士法人天照 TEL 050-3553-0063 (登録即入会者)</p>
 <p>ふじた としお 藤田 利夫 (神奈川) 登録番号 146517 横浜市神奈川区神大寺3-5-4-403号 TEL 045-481-8313 (登録即入会者)</p>	 <p>いわさき やすあき 岩崎 泰明 (鶴見) 登録番号 146503 横浜市鶴見区向井町1-55 TEL 090-9734-3784 (登録即入会者)</p>
 <p>のむら きよし 野村 清司 (鶴見) 登録番号 146507 横浜市鶴見区鶴見中央1-31-22-908号 TEL 045-718-6705 (登録即入会者)</p>	 <p>なかやま むねひこ 中山 宗彦 (川崎北) 登録番号 146498 川崎市宮前区犬蔵2-26-1-502号 グランドメゾンたまプラーザエアーズ ハウス TEL 080-7842-2854 (登録即入会者)</p>